

横浜市環境配慮指針及び 横浜市環境影響評価技術指針の改定について

審査会等でいただいた主な御意見：別紙1

配慮指針改定素案：別紙2

技術指針改定素案：別紙3

横浜市環境配慮指針及び 横浜市環境影響評価技術指針の改定

- 1 配慮指針に関する審議状況及び改定素案
- 2 技術指針に関する審議状況及び改定素案
- 3 市民意見募集以降のスケジュール

1 配慮指針に関する審議状況及び改定素案 ～ 配慮指針に関する審査会での審議状況 ～

「ヒートアイランド現象に係る適応に関する記載の追加」
「地震等自然現象に伴う火災・爆発、有害物漏洩に関する記載の追加」
「技術指針改定案を踏まえた文言の整理」

令和6年度第11回審査会

1 配慮指針に関する審議状況及び改定素案 ～ 配慮指針改定素案のポイント ～

(1) ヒートアイランド現象

- ・「気候変動の適応」の観点から、現行配慮指針の配慮事項にあるヒートアイランド現象の抑制に関する記載に加えて、暑熱環境の適応として「風通しのためのオープンスペースの確保、緑陰や日除け等を活用した日射の低減」を追加した。

【別紙 2：全事業の事業分類の配慮事項（P4～13）の該当項目に追加】

(2) 地震等自然現象に伴う火災・爆発、有害物漏洩

- ・技術指針の別記「安全（火災・爆発、有害物漏洩）」の見直しにおいて「地震等の自然現象に起因する二次災害」を予測評価の対象とせず、配慮事項で扱うこととしたため、「地震等の異常な自然現象に起因する場合についても、想定される被害の程度から優先順位を検討した上で、安全確保のための管理体制の構築やマニュアルの整備等に努める。」を追加した。

【別紙 2：「3 工場及び事業場等の建設」「4 廃棄物処理施設の建設」の配慮事項（P6,7）の該当項目に追加】

1 配慮指針に関する審議状況及び改定素案 ～ 配慮指針改定素案のポイント ～

(3) 技術指針改定案を踏まえた文言の整理

- ・技術指針本編の記載に合わせて、配慮指針の環境影響評価準備書に係る記載に「方法書から事業計画の検討が進んで内容に不整合が生じた場合等は、配慮の内容を適切に修正する」を追加した。

【別紙2：第6 配慮書提出後の検討（P3）抜粋】

環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成する者は、提出した配慮書についての市民からの環境情報提供書や配慮市長意見書の内容を十分考慮し、必要に応じて配慮書の内容の見直しを行い、その結果を方法書に記載する。

また、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する者は、方法書から事業計画の検討が進んで内容に不整合が生じた場合等は、配慮の内容を適切に修正する。

なお、条例第16条第1項第2号の措置をとられた、第2分類事業を実施しようとする者は、事業計画の修正も含めて検討を行った上で、計画段階配慮の内容の見直しを行い、配慮市長意見見解書（以下「見解書」という。）に記載するものとする。

※ 配慮指針案に関しては、前回の審査会において提示し、修正すべき御意見はありませんでした。

2 技術指針に関する審議状況及び改定素案 ～ 現在の技術指針の構成～

<本編>

- 第1章 技術指針策定の趣旨等
- 第2章 計画段階配慮
- 第3章 環境影響評価
- 第4章 事後調査

基本的考え方
図書構成

<別表>

- 別表1 地域概況の調査項目
- 別表2 環境影響評価項目
- 別表3 要因と項目の関連表

<別記>

- 第1 温室効果ガス
- 第2 生物多様性（動物、植物、生態系）
- 第5 水循環
- 第6 廃棄物・建設発生土
- 第7 大気質
- 第8 水質・底質
- 第9 土壌
- ・ ・ ・
- 第19 地域社会
- 第20 景観
- 第21 触れ合い活動の場
- 第22 文化財等

別表2で規定した22項目の
調査、予測及び評価の手法
並びに事後調査の方法

その他、対象とする物質等を定める「解説別表」があります

2 技術指針に関する審議状況及び改定素案 ～ 技術指針に関する審査会での審議状況 ～

① 改定の趣旨・方向性について

令和5年度第16回審査会

② 本編、別表2の改定案について

本編・別表2：令和5年度第20回審査会
別表2：令和6年度第8回審査会
本編：令和6年度第9回審査会
別表2：令和6年度第11回審査会

③ 別記の改定案について

令和6年度第3回審査会
令和6年度第7回審査会
令和6年度第8回審査会
令和6年度第10回審査会
令和6年度第11回審査会

④ 別表1、別表3について

別表1・別表3：**令和6年度第9回審査会**
別表3：**令和6年度第11回審査会**

2 技術指針に関する審議状況及び改定素案 ～ 技術指針改定素案のポイント①～

(1) 社会ニーズへの対応

- ・「2050年カーボンニュートラル」等を踏まえ、対象事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量や削減の程度の予測・評価を、原則として全ての事業で実施することとした。
- ・「自然資本」の観点を踏まえた環境影響評価とするため、環境影響評価項目に「緑地」を新設して、グリーンインフラとしての機能等も評価対象とした。

(2) メリハリのあるベスト追求型アセスへ

- ・より充実した審査に向けて、環境影響評価の対象の明確化、項目選定する事業の考え方の追記等、図書の構成を見直すことで、より要点を押さえたメリハリのある図書作成を促す。
- ・ベスト追求型アセスを促すため、環境保全目標を見直した。
(例) 「大気質への影響を最小限にとどめる水準」、「健全な水循環を維持又は回復する水準」

2 技術指針に関する審議状況及び改定素案 ～ 技術指針改定素案のポイント② ～

(3) 「ポジティブアセス推奨」の姿勢の明確化

・ 良好な環境を創出することを念頭に、事業に伴うプラス面の効果を環境保全目標等に追記

(環境保全目標の例)

「緑地及びその機能を向上する水準」、 「健全な水循環を維持又は回復する水準」、
「良好な景観の形成」、 「交通経路の分断及び交通混雑を改善する水準」を追記

(4) より適切・効果的・効率的な環境影響評価のための記載内容充実

・ 項目選定する事業の考え方や、図書に掲載すべき事項等を明確化

2 技術指針に関する審議状況及び改定素案 ～ 審査会等でいただいた主な御意見(本編)～

No	御意見の趣旨 (概要)	回答等	本編への反映
2-3-10	<p>評価の基準が環境保全目標となっているかと思えます。これが、改定の考え方のベスト追求型に即しているかが少し気になりました。</p> <p>ヒエラルキーに沿っていることは分かりましたが、今の政策的なトレンドはネットポジティブをどう促すかだと思います。そういったものがなお書きになっているところに、逆にリミットがかかってしまっていないかと少し感じました。</p>	<p>プラス面の効果に係る記載を全体的に見直し、積極的に環境影響要因とすること、なお書きを削除してマイナスの環境影響とプラス面の効果を並列に扱うことなど変更しました。</p>	<p>方法書の作成手順 (3) 環境影響要因の抽出 【解説】 環境の改善及び良好な環境の創造に寄与する<u>プラス面の効果をもたらす行為及び要因も、積極的に環境影響要因に含む</u>ことが望まれます。</p> <p>準備書の作成手順 (3) 環境保全目標の設定 【解説】 できる限りより良い環境を目指して、現在の環境への影響を最小限にすること、<u>プラス面の効果を見込む場合は良好な環境を創出すること</u>を念頭に置き、別記を参考に適切に設定します。</p> <p>他</p>
2-3-11	<p>プラスの効果も見込んでくださいということですので、なお書きはやめた方が良くもありません。そこは検討してください。</p>		

2 技術指針に関する審議状況及び改定素案 ～ 審査会等でいただいた主な御意見(別表1)～

No	御意見の趣旨(概要)	回答等	別表1への反映
3-1	森林を足して「農地・森林」としてはいますが、他の項目では分布や面積といった何かしらの指標が出てきます。農地・森林の何を地域の概況として挙げるかという語句の追加が必要ではないかと思えます。	地域概況を把握する段階であることを踏まえ、「農地・森林等」を「農地・森林の分布等」に修正しました。	項目「植物、動物の状況」植生、動物の生息及び分布、 <u>農地・森林の分布等</u>
3-2	「農地・森林等」としたところですが、例えば「公益的機能に係る植生、動物の生息及び分布、農地や森林の存在等」としてはどうかと思えます。		
3-3	対象事業の実施に伴う影響だけでなく、その対象地が災害の影響を受けたことで発生する事象に伴う環境影響も評価するのであれば、対象地域の設定などについては少し表現に工夫が必要かと思えます。	本編の配慮書作成手順の記載に基づき、事業者は別表1により、ハザードマップ等を把握した上で、配慮書段階から、地震や風水害等の自然現象の発生に伴う影響について考察を行うこととしています。	

※ 本日御説明する要点を赤字(下線あり)にしています。

※ 別表2、別表3及び別記案に関しては、前回の審査会において提示し御意見はありませんでした。

2 技術指針に関する審議状況及び改定素案 ～ その他文言の充実、修正等(本編)～

修正概要	対象箇所	具体的な修正事項
見出しの修正	P1 第2 用語の定義	第2 技術指針で使用する用語 → <u>第2 用語の定義</u>
構成の一部見直し	(例) P11 2 方法書の構成	(2) 対象事業の計画内容 (略) キ 計画を策定した経緯 ク 対象事業の内容 → <u>キ 対象事業の内容</u> <u>ク 施工計画</u> ケ 施工計画 → <u>ケ 計画を策定した経緯</u>
【解説】の充実	(例) P5 2 配慮書の構成 【解説】	ウ 事業の種類、規模 (略) 事業の規模は、 <u>規則別表第1を参照して、形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される当該事業の規模を記載します。</u> 第1分類事業又は第2分類事業の要件に該当するかを判断するために必要な事項です。

2 技術指針に関する審議状況及び改定素案 ～ その他文言の充実、修正等(本編)～

修正概要	対象箇所	具体的な修正事項
各図書の構成に係る記載の整理	P5 2 配慮書の構成 (1) 事業計画の概要	事業計画を示すものとして、次の内容を記載します。なお、配慮書の段階では、事業計画が詳細には決まっていない場合もあると考えられますが、 <u>市民等</u> に事業計画の内容が伝わるよう、可能な限り具体的に記載します。(略)
	P12 2 方法書の構成 (2) 対象事業の計画内容	<u>対象事業の計画内容は、環境影響要因及び環境影響評価項目の選定の前提となるものです。配慮書段階よりも検討が進んだ内容については、より具体的に記載します。また、配慮書段階で複数案があった場合は、1つの案に絞り込んだ内容を記載します。</u>
	P19 2 準備書の構成 (2) 対象事業の計画内容	対象事業の計画内容は、調査、予測及び評価の前提となるものです。 <u>方法書に準じた内容とし</u> 、方法書段階よりも検討が進んだ内容については、より具体的に記載します。
	P23 2 評価書の構成 (2) 対象事業の計画内容	<u>準備書に準じた内容とし</u> 、審査書等を総合的に検討して対象事業の計画を変更した場合は、変更した諸元内容を記載します。

2 技術指針に関する審議状況及び改定素案 ～ その他文言の充実、修正等(本編)～

修正概要	対象箇所	具体的な修正事項
用語集の追加	P32～34 技術指針で使用する用語（五十音順）	<p>(例)</p> <p><u>環境情報（条例第10条第1項）</u> 配慮書についての環境の保全に関する情報。</p> <p><u>事後調査（条例第2条第7号）</u> 対象事業に係る工事の着手後に当該対象事業が及ぼす環境影響を把握するために行う調査をいう。</p> <p><u>準備書意見見解書（条例第29条第1項）</u> 条例第28条第1項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての見解を記載した書類。</p>
その他	軽微な用語の統一、配慮指針との整合、技術指針別記との整合等	

2 技術指針に関する審議状況及び改定素案 ～ その他文言の修正等(別記)～

修正概要	対象箇所	具体的な修正事項
文言の統一	(例) 別記 第8 土壌 1(1)環境影響評価の 対象	(修正前) 土壌汚染に起因する地下水汚染の発生が予想される場合は、 <u>「第7 水質・底質」</u> も併せて環境影響評価項目として選定 → (修正後) 土壌汚染に起因する地下水汚染の発生が予想される場合は、 <u>「水質・底質」の環境影響評価項目</u> も併せて選定
文言の修正	(例) 4 (2)ウ(i) 予測方法	(修正前) 次に掲げる事項 <u>のうちの適切な事項について、</u> → (修正後) 次に掲げる事項 <u>から適切なものを選択し、</u>

環境影響評価審査会 意見聴取の進め方(案)

- ① 改定の趣旨・方向性について
- ② 本編、別表2の改定案（事務局案）について
- ③ 別記の改定案（事務局案）について：温室効果ガス、生物・生態系、緑地、水循環、廃棄物・建設発生土
- ④ 別記の改定案（事務局案）について：大気質、水質・底質、騒音等の13項目
- ⑤ 別表2、別記の改定案（事務局案）について：土壌、地盤、土地の安定性、安全
- ⑥ 本編（2回目）、別表1、別表3
- ⑦ 別記の改定案（事務局案）について（2回目）：温室効果ガス、生物・生態系、緑地、水循環、水質・底質、電波障害、日影、風環境、地域交通、景観、触れ合い活動の場、文化財等ヒートアイランド現象の取扱い検討
- ⑧ 別記の改定案（事務局案）について（2回目）：上記以外配慮指針の意見聴取依頼
- ⑨ 技術指針及び配慮指針改定素案の提示：R7年1月

今回

市民意見募集

R7年2月頃（およそ1か月間）

- ⑩ 意見募集の結果等について・結果を踏まえた案の提示 R7年3月頃

3 市民意見募集以降のスケジュール

1 意見募集期間

1月29日～2月28日

2 改定素案の閲覧・入手方法

- ・みどり環境局環境影響評価課のウェブページに掲載
- ・みどり環境局環境影響評価課、市民情報センター、各区で配布

3 意見募集の結果公表、技術指針及び配慮指針の公告

- ・いただいた御意見の概要とそれに対する横浜市の考え方をまとめ、後日、横浜市のウェブページで公表
- ・意見公募を踏まえて必要に応じて修正し、改定案を3月審査会でお示しし、4月に技術指針及び配慮指針を公告する予定